

川崎市立宮前小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
 かかわる力と豊かな心をもつ、たくましい子の育成をめざして
 正しく、楽しく、たくましく

学校経営の4つの柱 (中期目標)			
児童が安心して生き生きと自主的な活動ができる環境づくり	人権尊重を基盤とした教育の実践	一人ひとりの教育的ニーズにあった学習指導	保護者や地域との協力体制の更なる推進
<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に即した自主的活動の推進 ・キャリア在り方生き方教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生・国際理解教育の推進 ・いじめ・不登校の早期発見とチーム支援 ・道徳教科化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎基本の確実な定着 ・個別指導計画の立案と実践 ・T・Tや少人数指導、習熟別指導など効果的な教育形態の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開 ・情報発信 (HP 等) ・学校教育推進会議 ・学校評価と活用 ・学校安全

学校経営の短期目標 (今年度)			
学校生活のすべての機会を通して、児童が「わかる」「できる」を実感できる教育の推進 情報活用能力の育成・新たな学習指導要領に基づく教育の実践			
<ul style="list-style-type: none"> ・居心地の良いクラス、安心できる学校づくり ・教師と児童のあたたかな信頼関係の構築 ・お互いのよさを認め合う学級経営、授業展開 ・自主的・自発的活動の充実 ・表現活動、体験活動の充実 ・キャリア教育年間計画に基づく実践 ・学校安全、防災体制、安全で清潔な環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察のほか学校生活アンケートや個別面談等による児童の看取り ・学年団や児童支援 Co. を中心としたチーム支援の充実 ・共生*共育プログラムの実施と効果測定 ・いじめを許さない雰囲気づくり ・基本的な生活習慣の確立と食育・健康教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容の基礎基本の定着 ・教育課程の定期的振り返り ・児童支援 Co. を中心とした取り出し・入り込み支援 ・通常学級における配慮の必要な児童への個別指導計画の立案、教育実践 ・T・Tや少人数指導の充実 ・習熟度を考慮したグループ活動等、効果的な授業形態の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域が参加しやすい学校行事と学校公開 ・教育相談活動の充実 ・おたよりやHPによる教育内容の発信 ・学校評価(量的・質的両面)とその活用 ・外国につながる児童や保護者対応の充実 ・阿波踊りへの参加 ・100周年実行委員会

今年度の具体的な手立て			
<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども会議」の充実 ・「宮前子のびくそく」の徹底 ・栽培活動や清掃活動の充実 ・自主的な活動の充実と相談しやすい学校の雰囲気づくり ・「あいさつ」運動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育の推進 ・いじめ、不登校への組織的な対応と家庭との連携強化 ・保健、食育指導などを通じた児童の健康づくり ・教育活動全体を通じた道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮を意識した授業作り (授業のUD) ・学びの楽しさを実感できる工夫 ・個に応じた学習支援体制の構築 ・家庭と連携した学習習慣の定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域への情報発信(学校だより、学校HP等の充実) ・学校教育推進会議の計画的な実施 ・PTA 活動の推進と地域行事への参加 ・外国籍児童への配慮

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めようと努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身に付けさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの

反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実行的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じことだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和4年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長、教頭、総括教諭 () () ()
学年主任 (1年) (2年) (3年) (4年) (5年) (6年) (支援級) 児童生徒指導担当 (Co)
支援教育コーディネーター、特別支援コーディネーター、
教育相談担当 (Co)、養護教諭、スクールカウンセラー (月に1～2回)、
スクールソーシャルワーカー (要請による派遣)

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・(校長・Co)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・(Co)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・(Co・教務)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・(Co)
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・(道徳主任)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・(総括教諭)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・(Co)
1年・・・・・・・・(1年主任) 2年・・・・・・・・(2年主任)
3年・・・・・・・・(3年主任) 4年・・・・・・・・(4年主任)
5年・・・・・・・・(5年主任) 6年・・・・・・・・(6年主任)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・(Co)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・(Co)

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・(教務・4年主任)
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・(校長・教頭・総括教諭)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・(校長・教頭・Co)
- ・家庭センター(児童相談所)との連携・・・・・・・・・・・・(校長・教頭・Co)

7 令和4年度 いじめ防止対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画の確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・第1回効果測定の実施（全クラス）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （具体的な内容⇒ 児童・教職員への第1回学校生活アンケートの準備－兼研修－及び実施、集約、考察と対応） ・教育相談週間の実施 ・携帯教室の実施（4年生）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・効果測定の結果考察、研修実施（学年）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・「子どもの権利に関する週間」（学校公開週間での共生・共育などの実施） ・学校生活アンケートの実施、集約と対応協議
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回効果測定の実施（全クラス） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定結果の考察と学級経営振り返り
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省⇒学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

【 本校のいじめ防止に向けた取組 】

教職員

- ・あいさつ、声がけで児童との心の距離を近づける
- ・日々の見取りと適切な情報交換
- ・人権尊重の理念に立った教育と研修の実施
- ・月例報告会を設け児童理解を深めていく
- ・「共生＊共育」の研修と効果測定の実践的な活用
- ・支援教育 Co と学年、担任との報告、連絡、相談の徹底「ハウレンソウ」で課題の共有化を図る
- ・児童と保護者が安心して話せる教育相談室の運営を目指す
- ・外部専門機関との連携を適切に図り校内体制を強化していく

児童の自主的な取組

- ・計画委員会による MPP（宮前 パワーアップ プロジェクト）活動
（注）MPP は宮前小をより良い学校にするための方法を考え推進する活動
- ・自然委員会による花いっぱい運動。飼育委員会による飼育活動
- ・宮前サポート委員会による、低学年との交流活動。（遊びを通して、楽しくルールや友達との遊び方を身につける。）ユニセフ活動の紹介、赤い羽根募金
- ・1 から 6 年までのたてわり活動（遊び・給食）を通して異学年交流を活発にして「感謝・ルール・マナー」を身につけていく。1, 2 年による異学年交流活動「うきうき活動」
- ・各学年による実行委員会活動で自主性と責任感を高め自尊感情を育てる

保護者の取組（P T A活動）

- ・広報紙での呼びかけ
- ・「おやじの会」の行事での交流活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動